

四日市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第68号

四日市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市営住宅条例施行規則（平成10年四日市市規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居の手続)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 条例第14条第2項の規定の適用を受けようとする者は、賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者であって市長が適当と認める者（以下「機関保証人」という。）による入居決定者の家賃その他の市営住宅の入居に係る債務の保証に関する委託契約（以下「機関保証委託契約」という。）の締結を証する書面を提出しなければならない。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p>	<p>(入居の手続)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p>
<p>(連帯保証人)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、入居者は、速やかにこれに代わる連帯保証人を定め、連帯保証人変更</p>	<p>(連帯保証人)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、入居者は、速やかにこれに代わる連帯保証人を定め、連帯保証人変更</p>

承認申請書（第4号様式）により、請書及び連帯保証人の印鑑登録証明書（機関保証人を連帯保証人とする場合は、請書及び機関保証委託契約の締結を証する書面）を添付して申請しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 機関保証委託契約が解約されたとき。

(4) その他市長が必要と認めるとき。

5から7まで (略)

8 前項の規定にかかわらず、機関保証人が連帯保証人である場合における連帯保証人の負担は、市と当該機関保証人との契約により定める額を限度とする。

(入居者の地位の承継)

第10条 (略)

2 (略)

3 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障がない範囲で、法施行規則第12条の規定するところにより、前項の承認をすることができる。

承認申請書（第4号様式）により、請書及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添付して申請しなければならない。

(1)及び(2) (略)

5から7まで (略)

(入居者の地位の承継)

第10条 (略)

2 (略)

3 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障がない範囲で、法施行規則第11条の規定するところにより、前項の承認をすることができる。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(都市整備部市営住宅課)